

仙北市農業委員会 告示 第6号

農地法第3条下限面積の別段面積に関する告示について

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定による仙北市農業委員会が定める別段面積（下限面積）を下記のとおり定めたので、告示する。

平成28年5月11日

仙北市農業委員会
会長 羽川 正幸



記

下限面積	設定区域	改正前	改正後
	仙北市全域	50アール	10アール

この告示は、平成28年5月11日から施行する。